

HP ヒューマン・プライム通信

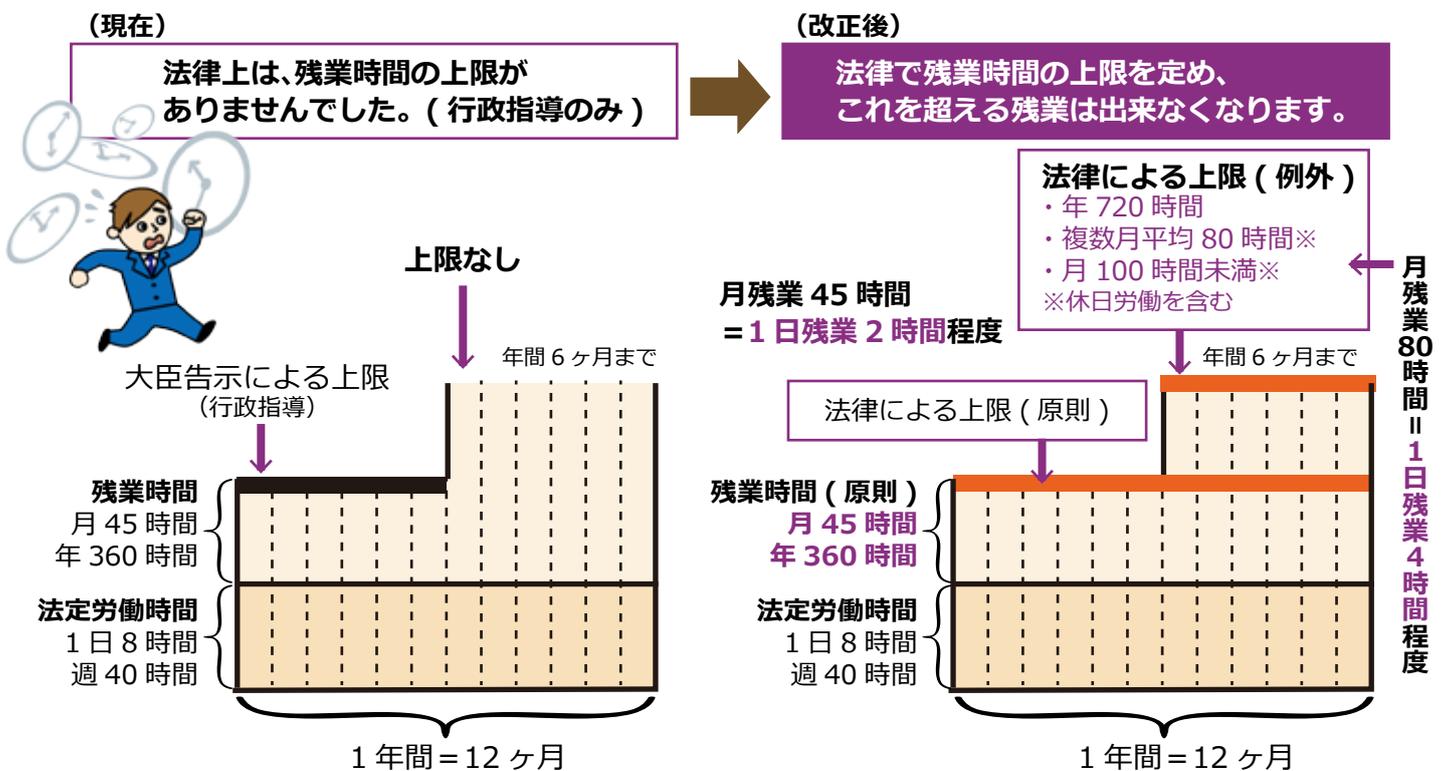
社会保険労務士法人ヒューマン・プライム
株式会社ヒューマン・プライム
東京都中央区日本橋人形町 1-18-9
ATビル 5F 〒103-0013
TEL.03-5695-7700 FAX.03-5623-2052
MAIL. info@humanprime.co.jp

人事・労務相談から監査まで、企業の立場に立ってアドバイスをする独立系人事・労務コンサルティング会社

働き方改革③ 労働基準法の改正内容



働き方改革関連法の中でも目玉となるのは、労働基準法の改正です。70年前に制定された労働基準法の初めての改正となります。特に長時間労働への規制を厳しくする意向が大きく反映されています。今まで告示というかたちで時間外労働の規制が行われていましたが、これが法律に格上げになりますので、罰則も厳しいものになってきます。



● 残業時間の上限は、原則として 月 45 時間、年 360 時間

月 45 時間は、1 日当たり 2 時間程度の残業に相当。臨時的に特別な事情がない限り、この時間を超えての残業は不可！



● 特別な事情がある場合 → 特別条項

- 年 720 時間以内
 - 各月平均 80 時間以内※
 - 月 100 時間未満※
- ※この時間には法定休日労働時間も含まれます。
- ★ 法定休日労働時間も含めることがポイント！
 - ★ 月 80 時間は、1 日当たり 4 時間程度の残業に相当

● 特別条項発動は、年間 6 回まで！

これらはすべて労基法に規定されますので、違反に対しては罰則が科されます。

施行 : 2019 年 4 月 1 日

中小企業は 2020 年 4 月 1 日～

ご不明な点がございましたら、ヒューマン・プライムまでお問い合わせください。TEL.03-5695-7700

この通信がご不要な方は、お手数ですが弊社までご連絡ください。